

ニッケル化合物、砒素及びその化合物に係る

特殊健康診断項目について

(健康診断に係る小検討会の検討結果)

1 粉状のニッケル化合物に係る特殊健康診断項目

(1) 一次健診

- 1) 業務の経歴の調査
- 2) 作業条件の簡易な調査
- 3) ニッケル化合物による皮膚および気道の自覚症状の既往歴の有無の検査
- 4) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- 5) 皮膚および気道の自覚症状の有無の検査

(2) 二次健診

- 1) 作業条件の調査
- 2) 医師が必要と認める場合は、
 - (ア) 尿中のニッケル量の測定
 - (イ) 胸部のエックス線直接撮影若しくは胸部CT撮影、喀痰の細胞診(肺がんを考慮した諸検査)
 - (ウ) 皮膚パッチテスト、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査(感作性皮膚炎を考慮した諸検査)
 - (エ) 腎尿細管機能検査
 - (オ) 鼻腔の耳鼻科学的検査(鼻腔がん及び鼻腔内炎症・鼻中隔欠損を考慮した諸検査)

2 砒素及びその化合物（アルシン及びガリウム砒素を除く。）に係る特殊健康診断項目

（1）考え方

「砒素及びその化合物」の中に「三酸化砒素」を取り込み、特定化学物質障害予防規則に定める三酸化砒素の健康診断を、砒素及びその化合物に係る健康診断に改正して、必要に応じて健康診断項目の改廃を行うことが適当である。

（2）特殊健康診断項目

	現行 (<u>三酸化砒素</u>)	見直し案 (<u>砒素及びその化合物(アルシン及びガリウム砒素を除く。)</u>)
一次健診	1) 業務の経歴の調査 2) <u>三酸化砒素</u> による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3) <u>せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u> 4) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5) 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 6) <u>尿中のウロビリノーゲンの検査</u> 7) 令23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) <u>砒素及びその化合物</u> による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4) <u>せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u> 5) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 6) 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 7) 令23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
二次健診	1) 作業条件の調査 2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、 <u>毛髪若しくは尿中の砒素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学検査</u>	1) 作業条件の調査 2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、 <u>尿中の砒素化合物(砒酸、亜砒酸及びモノメチルアルソン酸に限る。)</u> の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学検査